退職金特別金利定期預金「セカンドライフ応援団」

（2026年10月19日現在）

1．商品名		退職金特別金利定期預金「セカンドライフ応援団」
2．取扱期間		定めはありません。
3.お預入れいただける方		①お預入れ日時点で、退職後3年以内の個人の方 ②当行に普通預金口座をお持ちいただいている方 ③資産状況等のアンケートにご回答いただける方 ※非居住者の方は除きます。 ※当行に普通預金口座をお持ちでないお客さまは、普通預金の口座開設をお願いいたします。 ※お申込み時に「退職所得の源泉徴収票」、「退職証明書」、「退職金受取口座の預金通帳」など、 退職されたことを証明する書類をご提示いただきます。
4．預入期間		3ヵ月（自動継続）または1年（自動継続）
5．預入方法	（1）預入方法	一括預入
	（2）預入金額	300万円以上1億円以内 ※預入日現在、上記「3．お預入れいただける方」の条件を満たすお客さまであれば、退職金以外の資金でもお預入れいただけます ※現在当行にお預入れの定期性預金および流動性預金（普通預金等）からの振替は対象外となります。ただし、3ヵ月以内に流動性預金に入金された資金は対象とします。 ※複数口でのお預入れも可能です。ただし、お一人さまのお預入れ金額の合計は1億円以内とし、初回お預入れ日から3ヵ月以内のお預入れに限ります。
	（3）預入単位	1円単位
6．払戻方法		満期日以後に一括して払戻します。
7．利息	（1）適用金利	初回特別金利　預入期間3ヵ月　年3.0%（税引後　年2.390%） 預入期間1年　年1.5%（税引後　年1.195%） ※特別金利は、初回満期日までの適用となります。
	（2）利払頻度	満期日以後に一括して支払います。
	（3）計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
8.税金		20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税が適用されます。 （ただし、マル優ご利用の場合は除きます。）
9．手数料		――――――――――――――――
10．預金保険		預金保険制度の対象となります。（お一人さまあたり、全額保護の対象預金以外の預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。）預金保険制度について、詳しくは窓口までお問い合わせください。
11．付加できる特約事項		（1）総合口座扱いのものは当座貸越の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0．50%を上乗せした利率） （2）マル優のお取扱いができます。

退職金特別金利定期預金「セカンドライフ応援団」

（2026年10月19日現在）

12. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は特別金利は適用されず、お預入れ日から解約日までの日数に対して、当行所定の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻します。（自動継続後の定期預金を中途解約する場合も同様の取扱いとなります。） （1）預入金額300万円以上1,000万円未満のスーパー定期300の場合 ・預入期間6ヵ月未満……解約日の普通預金金利。 ・預入期間6ヵ月以上1年未満……下記①または②のいずれか低い利率。ただし、計算の結果普通預金利率より低くなる場合は解約日の普通預金金利。 ①約定利率の50％ ②預入日現在のスーパー定期300（3ヵ月ものまたは1年もの）の店頭表示金利の90％ （2）預入金額1,000万円以上の大口定期預金の場合 ・預入日から解約日までの期間が6ヵ月未満の場合は、次の①、②および③のうち、最も低い利率を適用いたします。 ①解約日における普通預金金利 ②約定利率　×　70％ ③約定利率　－　（基準利率　－　約定利率）　×　（約定日数　－　預入日数）　／　預入日数 ※②および③の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。 ※③の算式により計算した利率が0％を下回る時は、0％とします。そのため、満期日前に解約する場合、受取利息が0円となる場合があります。 ・預入日から解約日までの期間が6ヵ月以上の場合は、次の①および②のうち、いずれか低い利率を適用いたします。 ①約定利率　×　70％ ②約定利率　－　（基準利率　－　約定利率）　×　（約定日数　－　預入日数）　／　預入日数 ※小数点第4位以下は切捨てます。 ※②の算式により計算した利率が0％を下回る時は、0％とします。そのため、満期日前に解約する場合、受取利息が0円となる場合があります。 ＊基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。詳しくは、窓口までおたずねください。
13. 満期時の取扱い	満期日までに継続を停止する申し出がない場合は、満期日に当初預入時と同じ預入期間で自動的に書替継続（自動継続）します。 （1）自動継続の場合、継続後の定期預金は特別金利は適用されず、スーパー定期300または大口定期預金の当初預入時と同じ預入期間の店頭表示金利にて自動的に継続します。 （2）自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算 します。
14. 金利情報の入手方法	金利については窓口までお問い合わせください。
15. その他参考となる事項	（1）金利情勢によって、取扱期間中に特別金利を見直すことがあります。既にお預けいただいている定期預金の金利は見直しの対象となりません。 （2）インターネット支店、ATM、きらぼしホームダイレクト等ではお取扱いしておりません。 （3）同一資金でのお預入れは、お一人さま一回限りとさせていただきます。
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　03-5252-3772　または　0570-017109